

日本年金機構
全国一括業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

厚生年金保険の保険給付費等の過誤払返納金等に
係る事務の取扱いについて

厚生年金保険の保険給付費の過誤払返納金等に係る徴収事務及び債権管理事務等については、現在、日本年金機構において行われているところであるが、厚生年金保険の障害手当金の裁定取消により発生する返納金に係る納入告知書の送付等の事務、厚生年金保険の保険給付等の第三者行為により代位取得した損害賠償金に係る納入告知書の送付等の事務及び厚生年金保険の保険給付費等の過誤払返納金が過誤納となった場合の還付請求に係る事務については、現在、当課において行っているところである。

今般、当課と日本年金機構の事務分担を整理し、平成26年4月1日以降発生する下記の事務については、日本年金機構において取り扱うこととしたので、遺漏なきようお願いする。

記

1. 厚生年金保険の障害手当金の裁定取消により発生する返納金及び厚生年金保険の保険給付等の第三者行為により代位取得した損害賠償金に係る事務
 - (1) 返納金等の納入告知書の送付
 - (2) 返納金等の収納状況の報告
 - (3) 不納欠損

2. 厚生年金保険の保険給付費等の過誤払返納金が過誤納となった場合の還付請求に係る事務
 - (1) 債権者への還付請求書の送付
 - (2) 債権者から提出された還付請求書の受付と当課への報告
 - (3) 還付請求書未提出者の把握と提出勧奨